

被災地復興支援助成事業

被災事業者業務再開事業(助成金)

◆業務再開・維持に取り組む事業者を応援します。

対象者

商工会議所・商工会が推薦する被災事業者。

ただし、

- ① 震災1年前から営利活動実績があること。
- ② 雇用保険・健康保険の適用事務所であること。
- ③ 助成金請求時に雇用実績があること。

1次募集

平成23年  
7月1日～

※ただし、久慈市【7月15日】、宮古市【8月1日】からとなりますのでご注意ください。

対象経費

●事業再開(継続)に必要な次の購入費又は該当年度中のリース料

- ① 営業用設備(不動産を除く)
- ② 営業用備品(単価3万円以上)
- ③ 営業用什器

助成率  
限度額

助成率  
 $\frac{1}{2}$  以内

<雇員人数>	<限度額>
5人以下	50万円
6人以上	100万円

※別途要項で定める予算範囲内

裏面も併せてご覧下さい。

申請方法

申請方法

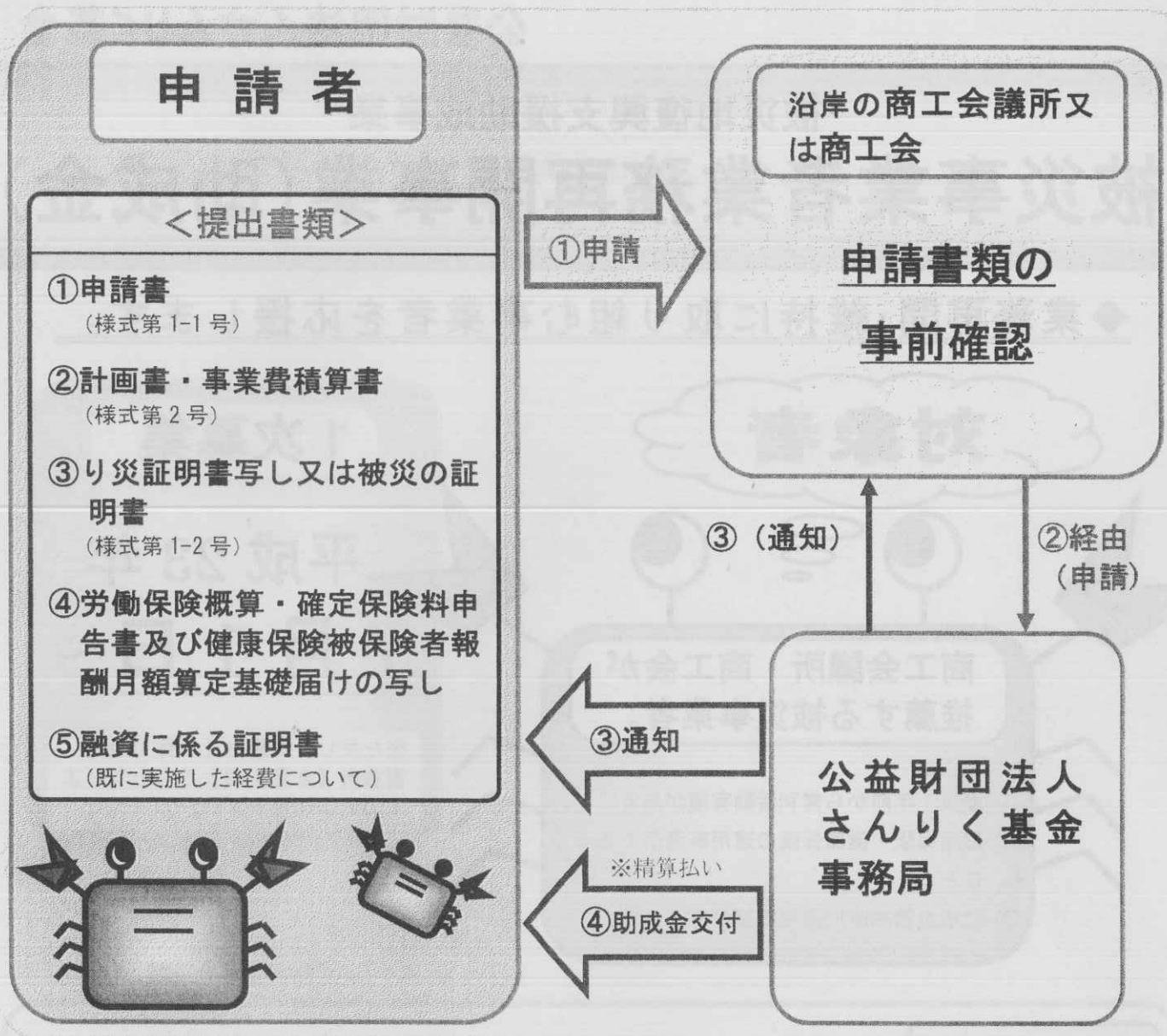
所定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、申請窓口へ提出。

申請窓口(持参)

沿岸の商工会議所又は商工会。(経由してさんりく基金事務局へ提出。)

お問い合わせ

公益財団法人さんりく基金 事務局 又は 沿岸商工会議所・商工会  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県政策地域部地域振興室内  
TEL:019-629-5212 FAX:019-629-5219 E-Mail:BCL03674@nifty.com



◆募集期限等◆

募集回数	書類提出期限	備考
1次募集	7月13日(水) 17:00 必着	6月中の申請は受け付けません。
2次募集	7月27日(水) 17:00 必着	
3次募集	8月17日(水) 17:00 必着	
4次募集	8月31日(水) 17:00 必着	

※ただし、久慈市・宮古市は書類提出期限がことなりますのでご注意ください。

- 国・県・市町村等による建物・設備・備品等を対象とする補助金助成（融資や雇用調整助成金を除く。）を受ける場合は、本助成金の対象外となります。
- さんりく基金が行う他の助成について、直接・間接を問わず重複して助成対象となることは出来ません。
- 助成対象は、原則、助成決定の日から当該年度末（3月31日）までに支払が完了した経費とします。
- 「被災事業者業務再開」の助成対象については、平成23年3月12日～6月30日において既に融資金を活用して購入又はリースを開始した経費のうち、推薦する商工会議所・商工会において支援効果が期待できると認められるものに限り助成対象とします。
- 助成決定から3ヶ月以内に営業活動を再開又は事業着手しない場合は助成決定が無効となる場合があります。
- 助成金交付の可否は、審査委員会で審査し決定します。
- 上記募集回数において、予算額に達しない場合は、引き続き募集を行います。（募集期間は再決定いたします。）

※詳しい内容につきましては、さんりく基金《URL: <http://homepage3.nifty.com/sanrikukikin/>》【被災地復興支援助成事業募集要項】をご覧ください。